

平成29年7月18日

各 位

会 社 名 株式会社新東京グループ
(コード番号 6066 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 吉野勝秀
問合せ先 取締役管理部長 小野澤歩
T E L 047-383-7001
U R L www.mr-shintokyo.co.jp

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成29年5月期において、下記のとおり当社連結子会社である株式会社新東京開発(以下「新東京開発」といいます。)において、貸倒損失を特別損失として計上いたしました。また新東京開発において訴訟費用を特別損失として計上いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 貸倒損失

(1) 貸倒損失計上の経緯

当社連結子会社である新東京開発において、新東京開発による取引先に対する貸付金175百万円について債権回収を試みておりましたが、平成29年6月に当該取引先において産業廃棄物処理業許可が更新されていないことが判明し、その後の新東京開発の調査で当該取引先の営業が実質的に停止中であることが確認されたため、貸付金160百万円を貸倒損失として特別損失に計上いたしました。なお、取引先に対する貸付金160百万円について、貸倒損失として特別損失に計上いたしますが、引き続き債権の回収に尽力いたします。

(2) 当該取引先の概要

商号	株式会社セイシン
所在地	埼玉県所沢市東所沢一丁目17番13号
代表者の役職氏名	金岡 孝一
設立年月	昭和61年2月
資本金の額	30百万円
事業内容	一般廃棄物及び産業廃棄物に関するコンサルタント業
当社と当該会社との関係	資本関係、人的関係、関連当事者への該当事項はありません。

(3) 当該取引先に対する債権の種類及び金額

債権の種類	金額	当社の連結純資産に対する割合
貸付金	160百万円	22.2%

2. 訴訟関連費用

(1) 訴訟の経緯

当社連結子会社である新東京開発において、平成22年12月22日付で大和住宅㈱に対し48百万円の請負代金請求訴訟を提起していましたが、平成29年4月28日付で東京地方裁判所より、全額支払うようにとする判決言渡しを受けたことにより、平成29年5月15日頃に大和住宅㈱側が第一審の判決を不服として控訴いたしました。平成29年7月14日付で和解により全額回収しております。

また、当社連結子会社である新東京開発において、平成26年6月18日付で㈱セイシンに対し175百万円の立替金請求訴訟を提起していましたが、平成29年4月20日付で東京地方裁判所より立替金について全額支払うようにとする判決言渡しを受けました。しかしながら「1. 貸倒損失(1) 貸倒損失計上の経緯」に記載のとおり160百万円を貸倒損失として特別損失に計上いたしました。

(2) 訴訟関連費用の内容

上記の2件の訴訟に関連して、今後支払う予定が見込まれている弁護士報酬等の訴訟関連費用43百万円を、平成29年5月期において訴訟関連損失として特別損失に計上いたしました。

3. 業績に与える影響

上記の特別損失の計上による業績への影響につきましては、本日公表の「平成29年5月期決算短信[日本基準](連結)」をご参照ください。

以上